

# 第2回 国際航空に関する独占禁止法 適用除外制度のあり方に関する懇談会



2008年10月30日

日本貨物航空株式会社

# 1. 適用除外は必要か？

航空貨物運賃協定に限り不要

### 1. 適用除外は必要か？

»欧米豪の状況：IATA運賃協定は競争法適用  
除外廃止

»わが国の状況：IATA運賃協定は競争法適用  
除外

わが国の適用除外のもとで適法に行われた行為であっても、  
当該行為に対して米国・EUの競争法の適用が行われること  
があり得る = 欧米各国に運航している場合、相手国側  
のルールも遵守する必要あり。

## 1. 適用除外は必要か？

### IATA運賃

IATA運賃に代わる  
キャリア運賃制度の構築が必要

### 1. 適用除外は必要か？

#### 【弊社の対応】

**2008年10月1日 ~**

**欧州発着にてIATA運賃に代わるキャリア運賃  
を設定。( )**

**( ) IATA運賃は2年に1度更新。2008年10月1日はEU~第3  
国路線でIATA運賃が適用除外廃止となって初めての更新。更  
新後も欧州発着においてIATA運賃を使用し続けることはリスク  
がある。**

**今後、欧州発着以外にもキャリア運賃を整備する**

1. 適用除外は必要か？

**キャリア運賃制度の整備**

**IATA運賃協定は不要となる**

**むしろカルテル行為として禁止の対象となるもの  
なので適用除外からも外されるべき**

1. 適用除外は必要か？

## 指定企業間合意

一部の航空協定において依然必要とされるが、  
相手国の諸状況を見ながら、できる限り合意が  
不要とすることが望ましい。

### 1. 適用除外は必要か？

» 以上は航空貨物運賃協定に関すること。

» その他の協定については、利用者利便を増進するためにも引き続き適用除外が維持されることが望ましい。



## 2. 現在の適用除外制度が 果たしている機能について

2. 現在の適用除外制度が  
果たしている機能について

**Q.**

**現在の適用除外制度についてどのように評価しているか？**

**A.**

**制度の統一等、利用者利便を高める協定に対する適用除外は引き続き必要。**

2. 現在の適用除外制度が  
果たしている機能について

**Q.**

**適用除外となっている各種の事業者間協定のうち、適用除外制度を維持する必要性の乏しいものはあるか？**

**A.**

**IATA運賃協定は欧米等において適用除外廃止となっているため、同運賃に代わるキャリア運賃の整備が必須。キャリア運賃の整備が完了すれば、IATA運賃協定の適用除外を維持する必要性は乏しい。**

# 3. 海外における競争法適用 除外制度の見直しの影響・ 効果について

**Q.**

**フレックスフェアについてどう評価しているか？**

**A.**

**米国においてフレックスフェアが適用除外対象になっていることをふまえると、同運賃もカルテル運賃として認識されるため、競争法の観点上、IATA運賃の代替運賃として機能しないのではないかと思われる。**

**Q.**

**フレックスフェアが設定されていない貨物分野におけるIATA運賃廃止の影響はどうか？**

**A.**

**IATA運賃に代わる航空会社間共通の運賃がなくなることで、インターライン輸送などに影響がでる。**

**Q.**

**欧米豪にはIATA運賃に関わる適用除外制度が存在せず、わが国においては適用除外制度が存在することで、企業のコンプライアンスに支障は生じているか？**

**A.**

**日本国内のみならず、欧米にも運航している弊社は発着両国の適用法を遵守する必要があり、それが発着国で異なる場合、厳しい方のルールを適用するため、コンプライアンス上、支障は生じている。**

## 4. アジアにおける地域特性の 有無について



## 第2回 国際航空に関する独占禁止法 適用除外制度のあり方に関する懇談会

**Q.**

**アジアの国際航空市場をどう認識しているか？  
またアジア地域との関係において、日本の適用  
除外制度を見直すことについてどう考えるか？**

**A.**

**弊社の主要路線はアジア～欧米間を結んでおり、アジア地域の状況に関わらず、欧米側のルールが問題となる。(尚、韓国においては欧米同様、競争法適用除外の見直しの動きあり)**

# 5. 今後の事業変化に伴う適用 除外制度のあり方

### 5. 今後の事業変化に伴う適用 除外制度のあり方

**Q.**

**事業者間協定は今後どのような方向へ変化していくと  
考えているか？ その場合、適用除外制度が果たす機  
能は何か？ 適用除外制度以外の手段で、その機能  
を実現することは可能か？**

**A.**

**協定のうち、利用者利便を増進するものは維持される  
が、競争を阻害するものについては適用除外廃止とな  
る。適用除外廃止となるものについては、他の手段で  
その機能を実現することは困難。**

### 5. 今後の事業変化に伴う適用 除外制度のあり方

**Q.**

**以下の事象はエアラインの競争環境にどのような影響を及ぼすか？また適用除外制度への影響についてどのように考えるか？**

- ・航空自由化の進展
- ・ネットワークキャリアの合併・提携強化、アライアンスの進展
- ・燃油高騰によるネットワークの縮小
- ・LCCの成長

5. 今後の事業変化に伴う適用  
除外制度のあり方

**A. 競争環境への影響は以下の通り。**

**競争激化要因**

- ・航空自由化の進展
- ・LCCの成長

**競争鈍化要因**

- ・ネットワークキャリアの合併・提携強化、アライアンスの進展
- ・燃油高騰によるネットワークの縮小

**競争の激化は運賃やサービスの個別化を進める要因となり、  
適用除外制度の縮小に繋がる。**